

令和8年度

小型動力ポンプ付積載車

仕 様 書

旭 川 市 消 防 本 部

ASAHIKAWA FIRE DEPARTMENT

小型動力ポンプ付積載車仕様書

第1 総則

1 目的

この仕様書は、旭川市（以下「当市」という。）が令和8年度に購入する、小型動力ポンプ付積載車（以下「積載車」という。）の仕様について定める。

2 関係法令等

この積載車は、仕様書及び承認図書によるもののほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。

- (1) 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）
- (2) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (3) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (4) その他の関係法令等

3 車両概要

この積載車は、令和8年度に製作された四輪駆動のシャシに、ディーゼルエンジン搭載、小型動力ポンプ1台、その他消防活動上必要な附属品を積載し、積載車として仕様書の全てを満たす構造とすること。

4 納入台数

1台

5 納入場所

旭川市総合防災センター（旭川市東光27条8丁目）

6 納車

- (1) 北海道運輸局旭川運輸支局の新規検査を受けた後、各部の点検整備及び清掃を実施の上、当市に納入すること。
- (2) 車両及び積載品は、燃料タンクに燃料を満たした状態で納入すること。
- (3) 納期は、令和9年3月31日までとする。
- (4) 納入後、車両及び積載品の取扱いについて説明を行うものとする。なお、取扱説明については、別途指示する。

7 製作上の問題等

- (1) シャシ納入後は、シャシメーカーと緊密な連絡を保ち、納入までは連帯して責任を負うものとして責任を持って対応を行うこと。
- (2) 仕様内容に疑義が生じた場合又は仕様の変更が必要になった場合は、当市とその都度速やかに協議し、承認を得た後、施工すること。
- (3) 仕様内容の解釈については、当市と協議の上で行うこと。
- (4) 製作に当たり、工業所有権及びその他特許に関する法令上の権利を侵害することがないようにし、受注者がこれらの問題を解決すること。

8 製作上の留意点

- (1) 標準装備以外の装備及び部品の取付けは、ボルト締結を原則とすること。
- (2) 積雪寒冷地での車両運用のため、機構、車体構造等について十分な検討を行うこと。
- (3) 車体全般にわたり、防水、防食及び防錆措置を十分実施すること。
- (4) 清掃、点検、調整、修理等のメンテナンスが容易に実施できること。
- (5) 車両運用時の安全性確保を最優先するとともに、機能性も十分考慮すること。
- (6) 車両は、堅ろうで長期の使用に十分耐え得るものであるとともに、全体的な重量軽減及び重量バランスを考慮すること。
- (7) 積載品は、作業効率を考慮して配置すること。
- (8) 車両運用時、車両の装置、装備の干渉等による損傷を防ぐために必要な措置を講じること。
- (9) 車両全般において洗浄が可能で、残水等の生じない構造とすること。
- (10) 当市支給品で採寸や借用が必要な場合は、事前に申し出ること。

9 その他

(1) 修理等の対応

積載車は、緊急車両であることから、納車後において車体、装置等に不具合が発生した場合に、当市の修理依頼に対して2時間以内に対応できることを条件とする。

(2) 登録等の経費

納入までに要する経費等は、受注者の負担とする。ただし、車両登録に要する経費のうち、新規登録手数料、自動車損害賠償責任保険、自動車重量税及びリサイクル費用は当市が負担する。

(3) 保証期間

ア 納入日から起算して1年間とし、受注者が保証書を発行すること。ただし、保証期間経過後において、設計不良、製作上の欠陥等による故障が生じた場合は、無償で修復、取替え等を行うこと。なお、積載機器等については、各メーカーの定めた期間とする。

イ 納入後に生じた故障等の修理について、その対応がぎ装メーカーかシャシメーカーのいずれによるものか判断ができない場合は、その受付窓口はぎ装メーカーとし、責任を持って直ちにこれを処理すること。

第2 提出書類

1 承認図書

受注者は、契約後速やかに当市と打合せを行うものとし、打合せ後速やかに次の書類（A4版に製本）を3部提出し承認を受けること。なお、承認後1部を受注者へ返却するものとする。

(1) 製作工程表

(2) 製作図等

- ア ぎ装諸元明細書
- イ ぎ装外観5面図
- ウ キャビン改造図
- エ 資機材収納ボックス製作図及び積載要領図
- オ 車体寸法図
- カ 電気系統配線図
- キ 取付品及び附属品一覧表（メーカー名及び型式）

(3) 外注先一覧表

製作を外注する場合は、外注先の会社名、所在地、外注内容等を記載した外注先一覧表

を本市に提出すること。

- (4) 諸元明細書
- (5) その他当市が指示するもの

2 完成図書

車両納入時に、次の書類を1部の指定があるものを除き2部提出すること。

- (1) 日本消防検定協会の受託評価適合証票の写し
- (2) 日本消防設備安全センターの小型消防ポンプ消防防災製品等推奨証の写し
- (3) 新規検査等届出書
- (4) 自動車検査証の写し
- (5) 緊急自動車届出確認書き写し（1部）
- (6) 使用材料一覧表
- (7) 小型ポンプ試験成績表
- (8) ポンプ取扱説明書・整備要領書・パーツリスト・日整連標準作業点数表
- (9) 車両・資機材取扱説明書
- (10) 納品書・納品明細書・保証書
- (11) その他当市が指示するもの

3 写真（デジタルカメラL版）

次に掲げる写真（A4版ファイルに製本）を各1部提出すること。

- (1) 製作工程に基づく状況を撮影したもの
- (2) 完成車の5面を撮影したもの
- (3) その他当市が指示するもの

第3 主要諸元

本仕様書の積載車をぎ装するために、十分な強度及び耐久性のある構造を持つシャシとし、次の諸元を満たすものとする。

1 寸法等

- (1) 全 長 5, 500mm以下
- (2) 全 幅 1, 800mm以下
- (3) 全 高 2, 500mm以下
- (4) 荷室寸法
 - ア 長さ 2, 000mm以上
 - イ 幅 1, 600mm以上
 - ウ 高さ 360mm以上
- (5) 車両総重量 4, 600kg未満
- (6) 最大積載量 1t～1.6t
- (7) 乗車定員 6名以上

2 シャシ・エンジン

- (1) 年 式 令和8年式
- (2) 形 状 キャブオーバー型、4枚ドア付き
- (3) ホ イ ル ベ ース 2, 600mm以下
- (4) 操 向 装 置 パワーステアリング装置付き
- (5) 制 動 装 置 倍力装置及びABS装置付き
- (6) 駆 動 装 置 四輪駆動

- (7) 燃料タンク 50リットル以上
- (8) 使用燃料 軽油
- (9) 最大出力 80kW以上
- (10) トランスミッション A/T
- (11) 懸架装置 強化型サスペンション

3 附属取付装置

- (1) 集中ドアロック
- (2) サイドバイザー（全ドア）
- (3) サンバイザー（運転席・助手席）
- (4) パワーウインドウ（全席）
- (5) SRSエアバッグ（運転席・助手席）
- (6) 電動ミラー（ロングステー型、電動格納式熱線リモコン2面鏡式ミラー）
- (7) フォグランプ
- (8) エアコンディショナー
- (9) キャビン後部温水式ヒーター
- (10) 後退警報器
- (11) スタッドレスタイヤ、ホイール付き（夏・冬）
- (12) AM・FMラジオ
- (13) 車両用バッテリー充電器（小型動力ポンプ用バッテリー充電兼用）
- (14) その他メーカー標準装備品

4 その他

シャシメーカー公表の標準仕様は、寒冷地仕様とする。

第4 標準ぎ装、材料及び装置

1 主な装備品

小型動力ポンプ B-2級 1台

2 ぎ装材料

- (1) 積載車を構成する鋼材は、日本産業規格G3101（一般構造用圧延鋼材）に準拠していること、又は経年による車体の腐食や車両重量の軽量化を図るため、アルミ複合板及び中空パネルを用いること。
- (2) ステップ等の足掛け部分には、アルミ製縞鋼板を用いるものとし、端面は面取りを行うこと。
- (3) 保護枠、計器板、蝶番、手すり、その他の露出部分及び外部に取り付けるボルトナット類は、全てステンレス製として、十分な電蝕防止措置を講ずること。
- (4) コーキング類は、耐候性に優れ経年使用でも劣化しにくいものを使用すること。
- (5) ゴム製品を使用する場合は、全て耐油性を持った合成ゴムとすること。

3 小型動力ポンプ

積載する小型動力ポンプの型式及び取付け要領は、次のとおりとする。

(1) 型式

B-2級検定品、4サイクルエンジン、電子制御燃料噴射、オイルレス真空ポンプ、自動吸水機能付き、乾燥重量90kg以下

(2) 取付け要領

ア 小型動力ポンプ

- (ア) 小型動力ポンプは、ブレーキ付台車上に設置し、車両後側へ展開する電動油圧式昇降装置に積載すること。なお、当該装置に積載した状態でもポンプ運用が可能な構造とすること。
- (イ) 吸管はワンタッチで脱着できる構造とし、附属品とともに、車両の油圧昇降装置付近へ格納すること。詳細は、別途協議とする
- (ウ) 排気ガス及びドレンを、荷室外へ確実に排出できる構造とすること。
- (エ) 不凍液注入装置（コック付き）を取り付けること。

4 取付品及び取付装置

別表1のとおりとし、取付方法等は次のとおりとする。

(1) 赤色警光灯

キャビン屋根上面に取付台を設けること。また、キャビン天井部を補強して取り付けること。

(2) 赤色点滅灯

スイッチ及び点滅は、赤色警光灯と連動させることとし、車両のブレーキレバーを引いた際に連動する、減光回路を設けること。

なお、赤色警光灯及び赤色点滅灯が同時に消灯することがないように調整すること。

ア 車両前部

フロントパネル付近両側に取り付けること。

イ 荷室側部

荷室上部の両側に取り付けること。

ウ 荷室後部

荷室後部の左右上方に取り付けること。

(3) 電子サイレンアンプ

センターコンソール内に取り付けること。

(4) 集中操作スイッチ

各種電装品を操作する集中スイッチの操作部を、センターコンソール付近に設置すること。

配置等詳細については、別途打ち合わせを行う。

(5) 電動サイレン

ア 車両前部バンパ内に設置すること。

イ 自動吹鳴が可能なこと。

ウ 集中操作スイッチのほか、助手席ダッシュボード付近に、LEDカメレオン照光式の押しボタンスイッチを設置し、銘板を取り付けること。

(6) 照明灯関係

ア 助手席及び後部座席両側に、LEDマップランプを設けること。

イ 荷室前部左側に、LED式サーチライトを設け、近傍に防水スイッチを設置し、銘板を取り付けること。

ウ 荷室両側及び後部に、車両周囲を有効に照射することができる周囲作業灯を設け、集中操作スイッチのほか、各面にスイッチを設置し、銘板を取り付けること。

エ 荷室内に資機材が識別できる照度のLED式照明灯を設け、シャッター操作と連動させること。

(7) 後退警報機

運転席側にスイッチを設置し、銘板を取り付け、任意に消音できること。

(8) LED式デイトイムランプ

車両前面左右に取付け、前照灯連動式とすること。ただし、前照灯内に同様の機能を持つ装置を有する場合は、省略することができる。

(9) 消防章

キャブフロント部にメーカーマークレスで取り付けること。取付の際は、黒色塗装を施した台座を当板として取り付けること。

(10) 車両用バッテリー充電器

待機時に、商用100Vコンセントから給電し、車両用バッテリー及び小型ポンプへ同時に充電することができるバッテリー充電器を設けること。外部からの給電は、出庫時に簡単に取り外すことのできるマグネットコンセント等による接続とし、充電中を示す表示灯をキャブ内に設けること。外部給電用の配線は、損傷を防ぐためコルゲートチューブ等で被覆すること。取付位置については、別途協議する。

(11) 交流100Vコンセント

インバーター（正弦波300W以上）を取り付けること。携帯照明器具2台の充電装置及び出力用コンセントを2口以上（防水型キャップ付き）設け、外部給電時も使用可能なものとする。

5 車体の形状及びぎ装要領

(1) 車体の形状は、箱形とすること。

(2) ぎ装の構造部材等は、重量軽減、重量バランス及び荷重強度を考慮し、低重量で高強度なもの（アルミ複合板及び中空パネル）を努めて使用すること。

(3) 荷室は、左右及び後部開口部にアルミ製シャッターを設け、必要に応じ分割すること。なお、シャッター取付の際は、荷室内部の空間容積を圧迫しない取付方法を選択すること。

(4) 荷室上部は、アルミ製縞板張りとし、周囲に100mm程度の高さで立ち上げもしくは手すり等を設置すること。作業場支障のない位置に、積載物を固定するための、折り畳み式のパッドアイを6か所程度設けること。

(5) 荷室の床部は、残水等が滞留しない構造とすることとし、ドレンパイプを設ける場合は、車体下部からの逆流を防ぐ構造とすること。

(6) 電動油圧式昇降装置には、積載品が当該装置に干渉しないように防護板等を設けること。

(7) 全車輪に泥よけを取り付けること。

(8) 荷室左右上部に防火衣等を掛けるフックを5個以上設けること。

(9) 車体上部への昇降用に、ステンレス製のはしごを設け、横桟には滑り止めの板を設けること。

(10) 車両後端に、アルミ縞板製のステップを設けることとし、踏面は黄色砂入り塗装を施工すること。

(11) キャビン後部窓の内側に、損傷を防止するための防護枠を取り付けること。

(12) シャシに骨組み、構造物等を取り付ける場合は、リベット継手又はボルト締結とし、主要部分のボルトにはダブルナット等を使用し緩み止め措置を実施すること。

(13) 主要積載品及び取付品は、それぞれ強固な固定装置を設けること。

(14) 手すり、足掛かり及び握り棒を必要な場所に取り付けること。

(15) ステップは、端面を折り曲げ、積載品ブラケット、手すり、握り棒等を取り付ける部分には十分な補強を設けること。

(16) 車体の重要な点検箇所及び主要部分には、メンテナンスに必要な空間を確保するとともに、必要な箇所へ点検口又は点検扉を設けること。

6 資機材収納部等

資機材収納部は、資機材等を効率的に積載でき、使用に際しては、出し入れが安全で容易に行うことができる構造とすること。詳細は別途協議する。

(1) 資機材収納

荷室内に、別表2及び別表3で示した資機材を収納することができる、ストッパー付きの引き出し式収納箱を設置すること。また、収納箱は取り外しが可能な構造とすること。また、スコップ等を掛けることが可能なフック等を設け、走行時の動揺等を防ぐため、ベルト等により固定できる構造とすること。必要に応じ、後輪前後フェンダ付近に、媒介金具等を納めることのできる、扉付きの収納箱を設けること。

(2) ホース収納棚

荷室内に、2段のホース収納棚を設け、65mmホース13本と50mmホース2本を、上段は巻いた状態のホース、下段は折りたたみ状態のホースで積載すること。詳細は別途協議する。

なお、積載するホースの規格は、全て軽量差込み式金具付、使用圧は1.3MPa、納入年度表示のものとする。

(3) トビロ等積載装置

荷室内にトビロ及び小ハッカ10本程度を積載でき、容易に出し入れができる積載装置を設けること。なお、走行時の振動等により、他の資機材等に干渉しない構造とすること。

(4) はしご積載装置

荷室上部にはしごの積載装置を取り付けること。なお、車両の動揺による脱落等がなく、容易に積み降ろしができる構造とすること。

7 電装品関係

(1) 各電装品の電気配線は、キャビン内張内を通すこと。また、キャビン本体の貫通部は、雨水等の漏れを防止するとともに電装品及び各配線の取付箇所が容易に点検できる構造とすること。

(2) 配線、コネクタ等は、防水及び防錆性能を有するものを使用すること。また、コネクタ等に雨水が直接かからないような措置を講ずること。

(3) 各電装品のブレーカ及びヒューズは、交換が容易な場所に取り付け、各々に銘板を設けること。

8 消防救急デジタル無線車載型移動局無線装置一式

積載車に取り付ける消防救急デジタル無線車載型移動局無線装置（以下「車載型無線装置」という。）一式は、次のとおりとする。

なお、車載型無線装置一式は電波法（昭和25年法律第131号）の技術基準適合証明若しくは工事設計認証を受けたもの又は無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の基準に適合するものとする。

(1) 車載型無線装置一式を構成する機器は、次に掲げるものとする。

- ア 車載型無線装置（分離制御器を含む。）
- イ 共用器
- ウ ハンドセット
- エ 車外拡声装置
- オ 車内拡声装置
- カ 各種電源配線
- キ 車載型無線装置用アンテナ

- ク 同軸ケーブル
- (2) 車載型無線装置一式のうち、車載型無線装置、共用器及びハンドセットは既設流用とする。なお、当市の指定した車両から取り外し流用すること。
- (3) 車載型無線装置一式のうち、車内外拡声装置、各種電源配線、車載型無線装置用アンテナ及び同軸ケーブルは新品とする。
- (4) 車載型無線装置一式の取付位置、方法等は次のとおりとする。
- ア 車載型無線装置
キャビン内の前席付近を基本とする位置に取り付けること。
- イ 車載型無線装置用アンテナ
アンテナはホイップアンテナとし、キャビン上部に穴を開け（車種により穴開けができない場合は、マグネット式とする。）コネクタを介して取り付けること。また、配線は保護管付き同軸ケーブルとし、車内内張を通して車載型無線装置まで敷設すること。
なお、車載型無線装置用アンテナの仕様は次のとおりとする。
- (ア) 型式
容量接地型 $\lambda/4$ ホイップアンテナ
- (イ) 使用周波数波帯
260～275MHz
- (ウ) 同軸ケーブル
5D-2V
- ウ ハンドセット取付位置
車内の取付位置は、助手席付近又は中央付近とする。また、荷室への取付は、別途指示する場所に、車外無線受話器取出口等を設け、取り付けること。
- エ 車内外拡声装置取付位置
車内拡声装置は右後部席上部、車外拡声装置は荷室の別途指示する場所へ取り付けること。
- (5) 事前協議事項
受注者は、車載型無線装置一式の取付方法等について、当市担当職員及び無線取扱業者と事前協議を行うこと。
- (6) 無線局に係る変更申請及び手数料
北海道総合通信局に対する無線局に係る変更が生じた場合は、受注者が変更申請を行い、申請手数料等は受注者の負担とする。

第5 塗装等

1 塗装要領

- (1) 塗装、メッキ及び記入文字は、良質な材料を使用し、下地及び上塗りは、入念に仕上げること。
- (2) 完成検査までの期間に、受注者の機材積み込みやぎ装取付作業等で塗装面に傷が付いた場合は、パテ等で埋め戻した上で再度補修塗装を行うこと。
- (3) 塗装工程において非塗装部分（成型色のドアアウトハンドル等）にミスト等が飛散しないように十分なマスキングを行うこと。
- (4) 原則、部品単位での塗装とし、外装部品は、可能な限り取り外した上で塗装すること。

2 塗色

- (1) 朱色（消防指定色）
- ア タイヤホイールを除く車両外面（視認可能な部分を含む。）
- イ キャビン内部で露出しているボデー鋼板部

- (2) 黒色
 - ア フェンダ内
 - イ 車体下回り
- (3) 銀色
 - ア 荷室上部を除いたステップ（踏面は黄色砂入り塗装とする）
- (4) その他
 - (2) については、塗装前にチッピングコート又は同等の塗装を施すこと。

3 メッキ

ステンレス、アルミ製品を除く次の部分には、良質なクロムメッキを施すこと。ただし、鉄製品については、銅メッキを施した後、クロムメッキを施すこと。

- (1) 各操作バルブ、レバー、ハンドル類
- (2) ボックスの蝶番、止め金具類
- (3) 各種保護枠
- (4) 手すり
- (5) その他別途指示するもの

4 記入文字等

車体の記入文字は、ステッカ方式とし、関係法令に抵触しない限り、再帰性に富む反射材による施工とする。字体は丸ゴシックで左書きする。

その他、車体の塗色以外のエンブレム、大きさ等は別途協議する。

部 位	記 入 文 字	色
キャブ両前部ドア	旭川市デザインシステムマーキング	別途指示
キャブ両後部ドア	「旭川市消防団」及び「東龍」	金（影有）
後部シャッター	「旭川市消防団」及び「第3分団」	白
キャブ上部、両側シャッター	3	白
両側面シャッター上部	ASAHIKAWA VOLUNTEER FIRE CORPS	白
標識灯	第3分団	黒
その他	車両輪郭表示（キャブ前部、荷室両側面及び後部）・バッテンプラットフォームマーキング・シェブロンマーキング	別途指示

第6 検査

1 検査

- (1) 検査は、中間検査及び完成検査とする。
- (2) 本仕様書、承認図書及び協議事項に基づいて行うものとする。
- (3) 一部の検査については、社内検査成績表等により省略するものとする。
- (4) 検査は、当市の指示に従い受検すること。

2 中間検査

- (1) 検査に当たっては、受注者の営業担当者、設計担当者が立会いの上で実施するものとする。
- (2) 受注者は、検査日の14日前までに検査日時、場所及び要領を記載した依頼文書を提出

- すること。
- (3) 受検時、改善箇所等の指摘を受けた場合は、その内容、改善対策等について記載した書類を速やかに提出すること。改善対策実施後は、その箇所を画像等にて速やかに報告し、当市の承認を得ること。

3 完成検査

- (1) 車両の新規登録後、資機材及び積載品を全数備えた上で実施するものとする。
- (2) 本検査は、実績報告を兼ねるものであり、写真撮影を伴うことから、全ての製品に関して速やかに用意することができるように受注者が事前に準備をすること。
- (3) 検査の結果、指摘を受けた不備事項又は不合格品について、不備事項の改善措置又は改修対策について記載した書類を速やかに提出するとともに、当市の指定する期日までに措置を完了し、再度受検すること。

別表 1 (取付品及び取付装置)

品名	数量	備考
赤色警光灯	1 式	パトライト社製 ALD-M1FYFR-RR-53N
赤色点滅灯	1 式	パトライト社製 前部：LP3-M1-R 側・後部：LP5-M1-R
サイレンアンプ	1 式	パトライト社製 SAP-520FBV (SAP-CD-T, SDV-2GV 付き)
電動サイレン	1 式	車両前部ハッチ内に設置
集中操作スイッチ	1 式	大阪サイレン製 SBW-D1
マップランプ	3 個	LED 式 助手席、後部座席の左右に設置
周囲作業灯	6 個	LP5-M1-W
作業灯	1 式	LED 式、LED カルボン照光式押しボタンスイッチ付き
荷室内照明灯	1 式	LED 式、シャッター開閉連動
デイトイムランプ	1 式	LED 式、白色
後退警報機	1 式	LED カルボン照光式押しボタンスイッチ付き
不凍液注入装置	1 式	コック付き
スタッドレスタイヤ	1 式	ホイール付き
消防章	1 式	サイズ 150 mm
ナンバープレート枠	1 式	前側純正品
車両用バッテリー充電器	1 式	車両及び小型動力ポンプバッテリー充電用 マグネットコンセント付
車載型無線装置	1 式	支給品取付 (デジタル式)

別表2 (積載品及び附属品)

品名	数量	備考
吸管	1式	軽量吸管 75 mm×6 m(オス側ネジ式 メス側ツインスター金具)1本
吸管用媒介	2個	ダブルスハベルタイプ (ツインスター金具附属)
消火栓開閉金具	1式	前沢式1本、旭消I型1本
管そう	2本	スーパーストリーム管そう 65 mm
噴霧ノズル	2個	65 mm NV65-B
ガンタイプノズル	1本	グアトラフオクノズル NH-50QFS
吸管ロープ	1本	
吸管ストレナー	1個	プラスチック製 75 mm
吸管ちりよけ籠	1個	プラスチック製
吸管まくら木	1個	
消火栓用媒介金具	1個	75 mmメス×65 mmメス (長ツ)
吸管スパナ	1本	
ストレートノズル	3個	20 mm、23 mm、26 mm
分岐管	1式	2コック式
スコップ	1式	剣先2、角小2
金てこ	1本	全長0.9m程度
ツルハシ	1本	両ツル
ホースブリッジ	1式	ゴム製 寒冷地対応
スローバッグ	2個	径8.0 mm、長さ15m以上
組立水槽	1式	容量1,000L以上 収納袋付き
車両メンテナンスキット	1式	前後フロアマット、スノーブレード、伸縮式スノーブラシ 点検ハンマー、停止表示板 (ケース付き)

媒介金具	1 個	呼称 75 ｼﾞﾞﾞｽ×呼称 100 ｼﾞﾞﾞｽ (打込用ツノ付)
	1 個	呼称 65 差込ｽ×呼称 65 差込ｽ
	2 個	呼称 65 差込ｽ×呼称 65 ｼﾞﾞﾞｽ
	1 個	呼称 65 差込ｽ×呼称 65 ｼﾞﾞﾞｽ
	1 個	呼称 65 差込ｽ×呼称 65 差込ｽ
	1 個	呼称 65 差込ｽ×呼称 65 ｼﾞﾞﾞｽ
	1 個	呼称 65 差込ｽ×呼称 50 差込ｽ
けん引ワイヤー	1 式	自動車用けん引ワイヤー (伸縮ﾀｲﾌﾟ) 3t
携帯照明器具	2 個	ﾊﾞﾙﾝ 180 ﾌｧｲﾔｰ 標準セット 充電器車内取付
ポンプ中継用媒介金具	1 式	吸水口側圧力自動調整
携行缶	1 式	ｽﾁｰﾙ製 10 L
セフティーコーン	3 個	反射 3 段巻 折り畳み式 重し付き
トビロ	5 個	積載装置最大長さ ｸﾞﾗｽﾌｧｲﾊﾞｰ柄
小ハッカ	5 本	積載装置最大長さ
ホース	13 本 2 本	軽量差込み式金具付き 1.3 MPa 65 mm 導入年度記入 軽量差込み式金具付き 1.3 MPa 50mm 導入年度記入
はしご	1 本	軽合金 2 連はしご 4m (検定品)